巻二「下賀茂」

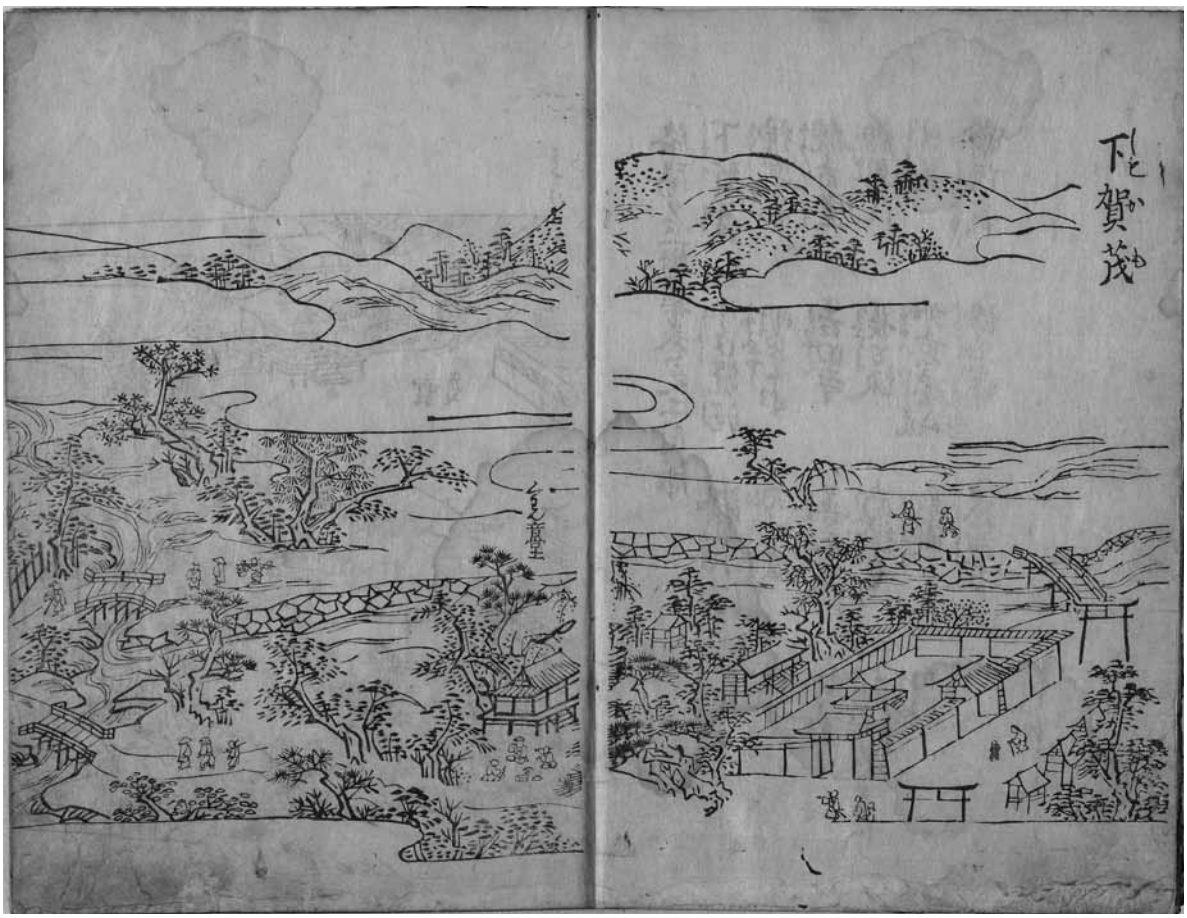

京都府立総合資料館蔵

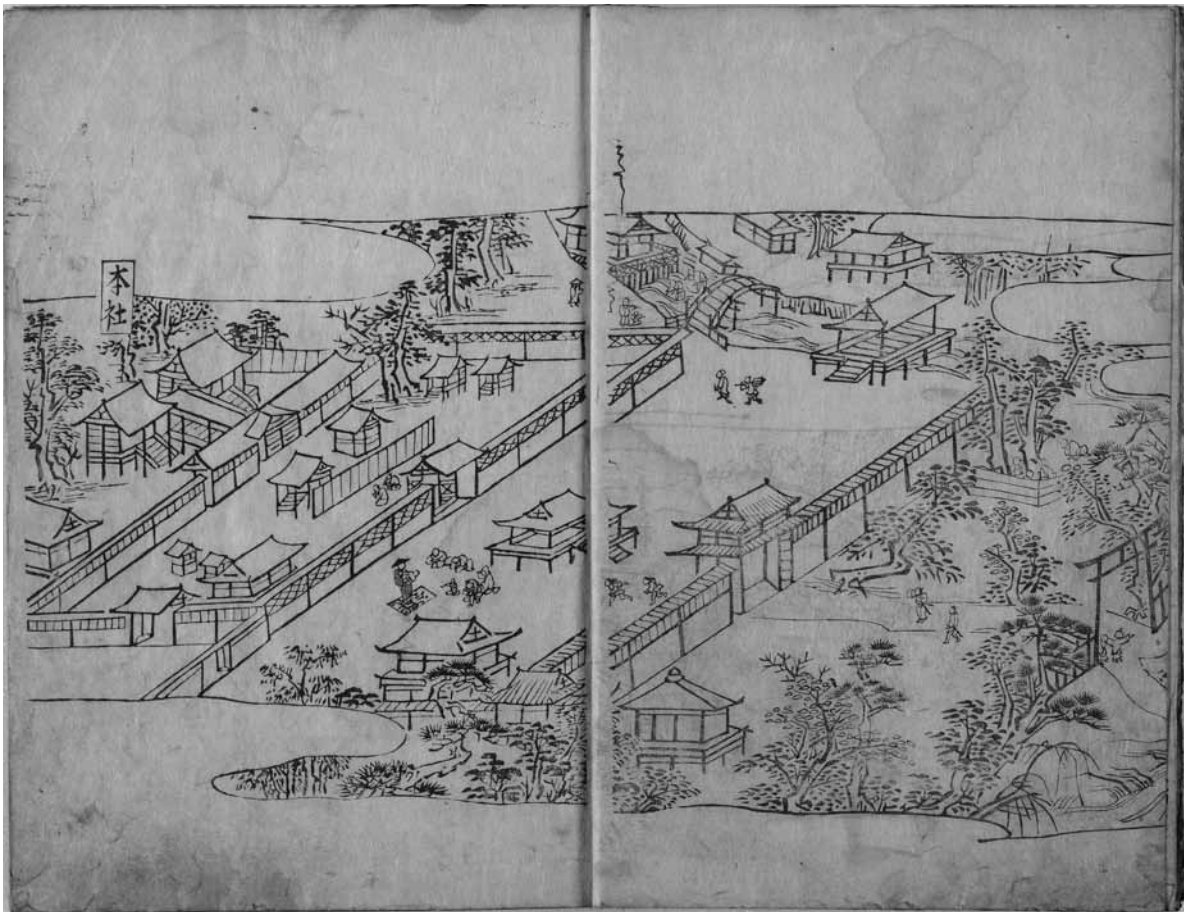

京都府立総合資料館蔵

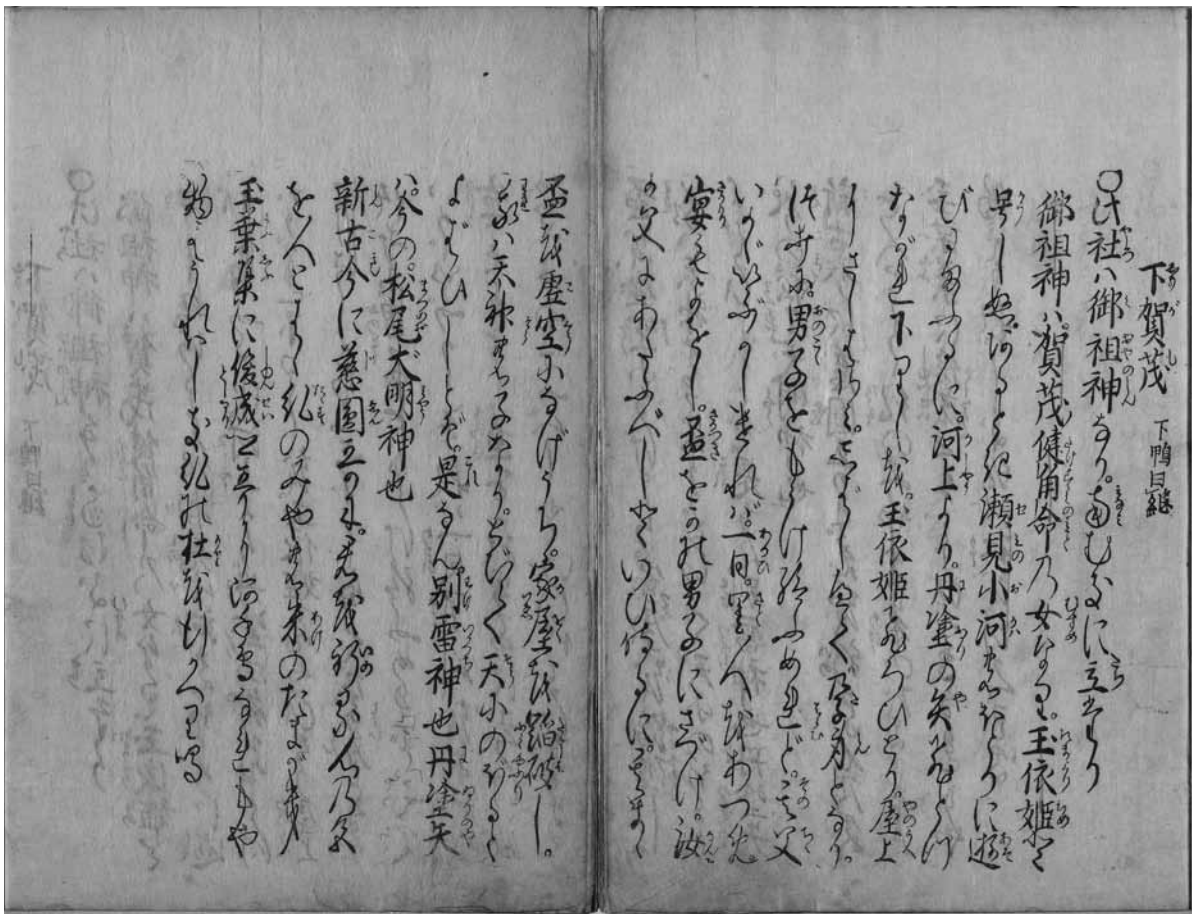

京都府立総合資料館蔵

巻二

【原文】

下賀茂　下鴨曰レ糾

○此社は御祖神なり。南むきに立ちたり
御祖神は。賀茂ノ健角命の女なり。玉依姫と
号しぬ。あるとき瀬見小河のほとりに遊
びたまふるに。河上より。丹塗の矢ひとつ
ながれ下りしを。玉依姫ひろひとり。屋上に
さしはさみ。しばしへて。孕身となり。
つゐに。男子をもうけ給ふめれど。其父
いかゞいぶかしければ。一日。里人をあつめ
宴もよをし。盃をかの男子にさづけ。汝
か父にあたふべしといひ侍るに。其まゝ（四オ）
盃を虚空になげうち。家屋を踏破し。
我は天神の子なり。とびて天にのぼると
よばひしとぞ。是なん。別雷神也丹塗矢
は。今の。松尾大明神也。
新古今に慈円歌に。君を祈る心の色
を人とはゝ糾のみやの朱のたまがき
玉葉集に俊成　卿哥に河千鳥なれもや
物はうれはしき糾の杜を行かへり鳴（四ウ）

巻二「御手洗」

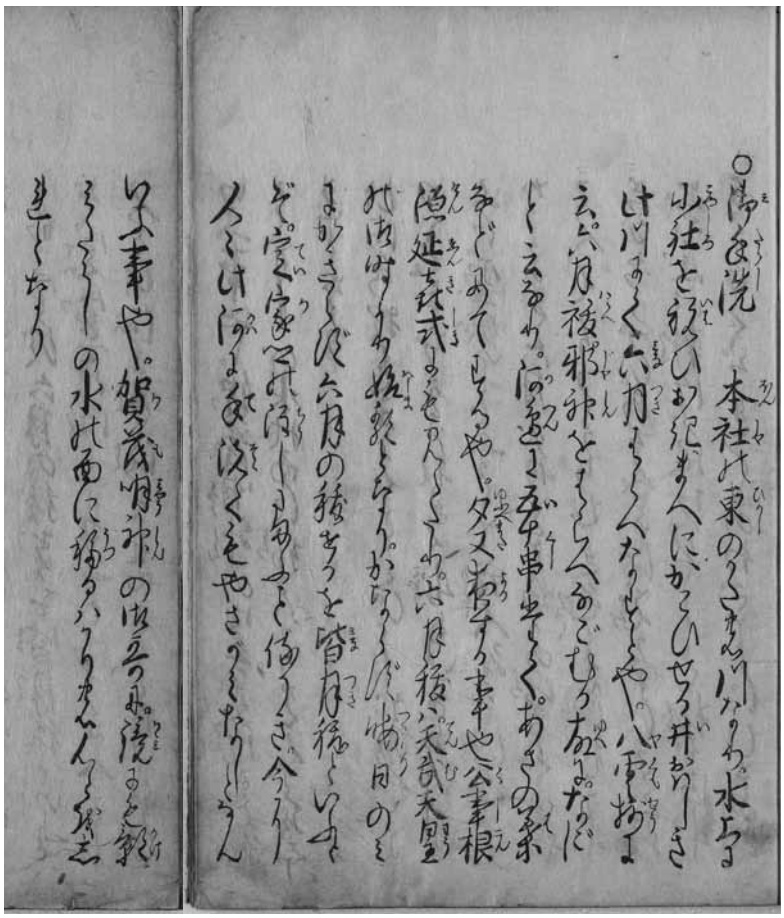

京都府立総合資料館蔵

○御手洗　本社の東のかたの川なり。水上に小社を祝ひおき。まへにかこひせる井おはしき此川にて六月はらへなすと也。八雲抄に云。六月祓。邪神をはらへなごむる故に。なごしと云なり。河辺に五十串たて。あさの葉などにてする也。夕又夜する事也公事根源延喜式にも見えたり。六月祓は。天武天皇の御時より始るとなり。かならず晦日のみにかきらず六月の祓せるを皆月祓といふとぞ。定家卿の注したまふこと侍りき。今に人々此河に手洗くもやさがみなしとなん（五オ）いふ事也。賀茂明神の御哥に。鏡にも影みたらしの水の面に移るはかりの心とをしれとなり（五ウ）

【校訂本文】

下賀茂　下鴨日レ糺

○此社は、御祖神（注1）なり。南むきに立ちたり。

御祖神は、賀茂ノ健角命（注2）の女なり。玉依姫と号しぬ。あるとき瀬見小河（注3）のほとりに遊びたまふるに、河上より丹塗の矢（注4）ひとつながれ下りしを、玉依姫ひろひとり、屋上にさしはさみ、しばしへて孕身（注5）となり、つゐに男子をもうけ給ふめれど、其父いかゞいぶかしければ、一日、里人をあつめ宴もよをし、盃をかの男子にさづけ、汝が父にあたふべしといひ侍るに、其まま盃を虚空になげうち、家屋を踏破し、我は天神の子なり、とびて天にのぼるとよばひしとぞ。是なん、別雷神（注6）也。丹塗ノ矢は、今の松尾大明神（注7）也。

新古今（注8）に慈円（注9）歌に、君を祈る心の色を人とはば糺のみやの朱（あけ）のたまがき（注10）

玉葉集（注11）に俊成卿（注12）歌に、河千鳥なれもや物はうれはしき糺の杜を行きかへり鳴く（注13）

○御手洗　本社（注14）の東のかたの川なり。水上に小社（注15）を祝ひおき、まへにかこひせる井（注16）おはしき。

此川にて六月ばらへ（注17）なすとや。八雲抄（注18）に云はく、六月祓、邪神をはらへなごむる故に、なごしと云ふなり。河辺に五十串（注19）たて、あさの葉などにてする也。夕又夜する事也。公事根源（注20）、延喜式（注21）にも見えたり。六月祓は、天武天皇（注22）の御時より始るとなり。かならず晦日のみにかぎらず、六月の祓せるを、皆月祓といふとぞ、定家卿（注23）の注したまふこと侍りき。今に人々此河に手洗ぐも、やさがみなし（注24）となんいふ事也。賀茂明神の御歌に、鏡にも影みたらしの水の面に移るばかりの心とをしれ（注25）、となり。

【注】

（1）玉依姫。下鴨神社の祭神。

（2）賀茂社（上賀茂神社・下鴨神社）の祖先とされる神。普通は「かものたけつのみのみこと」と称するが、『京童』でも「たけすみのみこと」と称する。以下の記事は、『秦氏本系帳』逸文（『本朝月令』所収）や『山城国風土記』逸文（『釈日本紀』巻第九所収）に記される、上賀茂神社・下鴨神社・松尾大社の伝承をふまえたものとされ、『京童』にも類似した記述が見える。

（3）本来は賀茂川の別名とも言われるが、現在では、下鴨神社境内の糺の森の中を流れる小川を「せみの小川」と称している。『京童』では、上賀茂神社に関連する川として描かれる。

（4）丹（辰砂または赤い顔料）もしくは朱で塗った矢。

（5）「孕」の音読みは「よう」。「朶」（だ）と誤ったか。

（6）上賀茂神社の祭神。

（7）京都市西京区嵐山に鎮座する松尾大社の祭神。

（8）八番目の勅撰和歌集。後鳥羽院の命によって藤原定家や藤原家隆らが撰者となり、鎌倉時代初期に成立した。

（9）一一五五―一二二五年。摂関家の九条家出身。天台宗の僧で、天台座主を四度つとめた。『愚管抄』を著し、和歌にも優れ『新古今和歌集』の代表的な歌人のひとり。家集に『拾玉集』がある。

（10）『新古今和歌集』神祇歌・一八九一番歌。「玉垣」は神垣のことで、「朱の玉垣」は真心の象徴。

（11）十四番目の勅撰和歌集。伏見院の命によって京極為兼が撰者となり、正和元年（一三一二）に成立した。

（12）一一一四―一二〇四年。御子左家を和歌の家とした大歌人で、『千載和歌集』の単独撰者となり、『新古今和歌集』以後も重んじられた。子供に定家がある。なお、「卿」は尊称。

（13）『玉葉和歌集』冬歌・九一三番歌。俊成の詠んだ『五社百首』のうち賀茂社に奉納したうちの一首。

（14）神社のうち、ご神体を奉安する社殿。

（15）下鴨神社の末社である御手洗社。井上社とも称する。湧き水の流れ出す位置に小さな社殿が祭られ、かつては六月十九日または二十日から六月晦日まで、現在では七月土用の丑の日に、社前の御手洗池に足をひたして無病息災を祈る御手洗祭が行なわれ、大勢の人でにぎわう。

（16）水の湧き出す御手洗池に設けられた井戸。

（17）陰暦六月の晦日に行なわれる祓えの行事。夏越（なごし）の祓えまた名越の祓えとも称され、宮中や各地の神社でも行なわれたが、下鴨神社の六月祓が特に有名になった。

（18）順徳院の著した歌学書『八雲御抄』（やくもみしょう）。承久の乱（一二二一年）ころまで執筆していた草稿を、佐渡に遷った後にまとめたと考えられている。先行の歌学研究を集大成している。巻第三に「夕又夜する事也」までの記述が見える。

（19）五十串とも斎串とも書く。榊（さかき）や小竹に麻や木綿（ゆう）をかけて神に供えるもの。玉串とも称する。

（20）一条兼良の著した有職故実の書物。応永二十九年（一四二二）ころの成立とされる。宮中の年中行事や公事などを月を追って述べ、起源や歴史的変遷についても考証している。元和古活字版や慶安二年版本がある。

（21）醍醐天皇（延喜の帝）の命によって、藤原時平・忠平らが編纂した法典。延長五年（九二七）完成、康保四年（九六七）施行。

（22）第四十代天皇。？―六八六年。在位六七三―八六年。

（23）一一六二―一二四一年。藤原俊成の後継者で、『新古今和歌集』の撰者の一人、『新勅撰和歌集』の単独撰者となる。中世を代表する大歌人であるとともに、優れた古典学者でもあった。『公事根源』には「定家卿の注」というものは見当たらない。

（24）未詳。「優神（やさがみ）なし」か。

（25）『新古今和歌集』神祇歌・一八六二番歌。賀茂明神の神詠だが、この賀茂明神は上賀茂神社の明神で、この歌に詠まれている御手洗川は、上賀茂神社の御手洗川であったと考えられる。なお、『新

古今和歌集』の左注によれば、この歌は賀茂に参詣した人が夢の中に出てきた和歌であったという。

【現代語訳】

下賀茂　　下鴨は糺と言います。

○この神社は、御祖神（みおやのかみ）という神様をまつっています。南向きに建てられています。

御祖神（みおやのかみ）は、賀茂健角命（かものたけすみのみこと）の娘です。彼女を、玉依姫（たまよりひめ）と称しました。ある時、彼女が瀬見小河（せみのおがわ）のほとりを遊び歩いていらっしゃいましたら、瀬見小河の川上から、赤く塗った矢が一本流れ下って来ました。玉依姫は、その矢を拾って、自分の家の屋上に差しはさみました。すると彼女は、しばらく経って妊娠してしまい、とうとう男の子をお授かりになられたようです。けれども、彼女の父はなんとも不思議に思ったものですから、ある日、里の人々を集めて酒宴をもよおしました。その時、玉依姫の父は、その男の子に盃を与えて、「お前の父親に、この盃を与えなさい」と言いました。すると男の子は、すぐさまその盃を天空に放り投げ、自分は家の屋根を踏み破って、「わたしは天の神の子供である。飛んで空にのぼる」と、大きな声で叫んだということです。これこそが、別雷神（わけいかずちのかみ）です。赤く塗った矢は、現在の松尾大明神（まつのおのだいみょうじん）です。

『新古今集』に収録されている慈円の和歌に、次のようなものがあります。わが君（天皇）の長寿を祈るわたしの心の色はどのようなものですかと、もし人が尋ねたならば、糺の宮（下鴨神社）の朱塗りの玉垣のように、赤心（まごころ）そのものですよと、神かけて答えましょう。

『玉葉集』（ぎょくようしゅう）に収録されている俊成の和歌に、次のようなものがあります。賀茂川の千鳥よ、お前も何かつらいことがあるのでしょうか、糺の森を行ったり来たりしながら鳴いているのは。

○御手洗　　下鴨神社の本社の東方の川です。流れる水の上に小さな社殿を造って神聖なものとして祭り、社殿の前には囲いをした井戸が鎮座していらっしゃいます。

この川で、六月祓（みなづきばらえ）をするということです。『八雲御抄』の記述によれば、六月祓は、邪悪な神を祓ってなごめる（おだやかにする）という理由から、「なごし」と言うのだそうです。御手洗川の川辺に五十串を立て、麻の葉などを神具にして行なうということです。夕べまたは夜に行なう神事です。『公事根源』『延喜式』にも見えます。六月祓は、天武天皇のご在位の時から始まると伝えられます。必ずしも晦日に行なわれる祓えにだけ限ることなく、六月中に祓えをするのを皆月祓（みなづきばらえ）と称すると、定家卿の書き記されたことがございました。今にいたるまで人々が、この川で手を洗い清めるのも、これほど優しい神様はいないからだと言い伝えていることです。賀茂明神のお歌に、わたしの姿が、鏡にも清らかに澄んだ御手洗川の水の面にも映っているのを、そなたは見たことでしょう、それほど、わたしがそなたの願いを成就させる心でいることを知りなさい、と詠まれています。

（赤瀬信吾）